

# 安全管理規程フェーズ2説明会

**「海上運送法等の一部を改正する法律」改正内容等説明**

---

令和8年9月2日

中部運輸局 海上安全環境部 運航労務監理官

# 目次

|   | 内容                      |
|---|-------------------------|
| 1 | 安全管理規程フェーズ2とは           |
| 2 | 安全管理規程フェーズ2の提出方法について    |
| 3 | 安全統括管理者、運航管理者資格者証制度について |
| 4 | 安全情報の公表と国への報告について       |

# 事業者の安全管理体制の強化のための安全管理規程ひな形の充実

## 見直し内容に関する基本的な考え方

- 安全管理規程（ひな形）の充実について、事業者の負担を考慮し、フェーズ1及びフェーズ2の「2段階」に分けて改正する。
- フェーズ1では、実施目途が令和6年度までとなっている事項等を反映し、フェーズ2では、海上運送法の法律改正事項※（令和8年4月施行）を反映する。 ※資格者証を有する安全統括管理者・運航管理者の選任義務等

## 主な改正事項

### 【フェーズ1】

令和6年11月ひな形改正済

- 安全管理規程の実効性確保
  - ・記録の作成、備置き及び保存（期間）について追記
  - ・運航の可否判断の客観性を確保するため、気象・海象情報の入手元及び取得時間について追記
- 事故の防止、事故発生時の対応
  - ・国への事故等情報の報告事項のうち「インシデント」の定義を追記
  - ・事故発生時における再発防止に向けた安全教育の実施について追記

等

### 【フェーズ2】

令和7年度ひな形改正【今回】

- 管理者等の資質の向上、事業参入時・参入後のチェック強化
  - ・安全統括管理者・運航管理者に対する試験制度創設に伴う管理者の選任取扱いについて追記
- 安全管理規程の実効性確保
  - ・乗船中の船長と運航管理者との兼務の禁止等、運航管理の責任体制について追記

等

## 既存事業者の変更届出の提出時期

- フェーズ1：ひな形改正の周知に合わせてフェーズ2の改正事項（概要）を示し、既存事業者の判断により、フェーズ2と合わせて改正。（既存事業者は、フェーズ2に係る規程変更の期限（令和8年度末）までに改正）
- フェーズ2：既存事業者は、事業の実施に必要な資格者を確保次第、令和8年度末までに規程変更・届出を行う。

# 1. 安全管理規程ひな形(フェーズ2)の改正方針と概要

## 改正方針

- R8.4.1に施行される改正海上運送法において、安全統括管理者と運航管理者の選任要件が変更されるとともに、その権限及び責務が明示された。
- よって、今般施行される改正法の内容を「**反映**」するとともに、義務づけ内容を更に「**明確化**」することにより、安全管理規程ひな形の充実を図り、以て「旅客船の総合的な安心・安全対策」を着実かつ実効的に実施する。

## 改正概要

令和4年12月22日付「旅客船の総合的な安心・安全対策」に掲げられた「事業者の安全管理体制の強化」に従って、以下の通り、安全管理規程の実効性を確保するための改正を行う。

「旅客船の総合的な安心・安全対策」(令和4年12月12日付・知床遊覧船事故対策検討委員会)※抜粋

### (1)事業者の安全管理体制の強化【安全管理規程の実効性確保】

#### ⑧ 安全管理規程の重要規定の法令化とひな形の充実

- ・安全管理規程(ひな形)の記載内容のうち、重要な規定について法令に位置づけるとともに、安全管理規程(ひな形)の内容の充実を図る。

#### ⑨ 運航管理者の助言の尊重義務の法令化

- ・事業者は、運航管理者に必要な権限を与え、その助言を尊重しなければならないことを、法令で規定する。

#### ⑩ 運航管理体制の強化

- ・運航管理の責任体制を明確化する。

## 2. フェーズ2の改正のポイント ~「旅客船の総合的な安心・安全対策」に従って~

### ● 章立ての変更

- 「旅客船の総合的な安心・安全対策」の提言に基づき、安全管理規程の重要規定については、すでに法令化したところ。
- 他方、現行ひな形(フェーズ1)の章立ては法令の構成と異なるため、法令化した事項との対照関係が分かりづらい。
- そこで今般、法令の構成に沿う形に章立てを改める。

### ● 規程による義務づけ内容の明確化

- 安全管理規程の実効性を確保するためには、事業者は勿論のこと、第3者が見ても義務づけ内容が容易に理解できるよう、個々の規定内容について、可能な限り具体化する必要がある。
- この点、現行のひな形(フェーズ1)は義務づけ内容がやや抽象的なため、改善の余地があった。
- よって今般、義務づけ内容の更なる明確化を行う。

### ● 新たな法施行内容の反映

- 令和8年4月1日施行の改正海上運送法により、安全統括管理者及び運航管理者に関する「選任要件」ならびに「権限及び責務」が明示された。
- 「運航可否判断」についても、これまでは船長と運航管理者双方が実施していたところ、運航管理者の職務内容として法律上明記された。
- 他方で、船長は従前通り、運航中止や避航等の措置を自らの判断で実施できるため、それぞれの権限を明記した。

## 安全統括管理者の職務内容

①事業の運営方針決定、②事業の実施・管理のための体制整備、③事業の実施及び管理方法の確立・改善、④事業の実施及び管理状況の記録・保存、⑤情報の公表と明示された。

### ■海上運送法(令和8年4月1日 施行)

(安全統括管理者)

第十条の四 一般旅客定期航路事業者は、その事業における安全管理体制の確保を図るため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、安全統括管理者一人を選任しなければならない。

一～三 (略)

2 安全統括管理者は、次に掲げる職務を行う。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針を決定すること。
- 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制を整備すること。
- 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法を確立し、及び改善すること。
- 四 その他事業における安全管理体制の確保を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3、4 (略)

### ■海上運送法施行規則(令和8年4月1日 施行)

(改正施行規則7条の4)

第七条の六 法第十条の四第二項第四号の国土交通省令で定める職務は、次のとおりとする。

- 一 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の状況に関する記録を作成し、これを保存すること。
- 二 法第十九条の四の規定による輸送の安全に関わる情報を公表すること。

## 運航管理者の職務内容

①運航に関する計画の策定、②運航体制の整備、③運航管理の実施、④運航管理に関する記録の作成・保存と明示された。

### ■海上運送法(令和8年4月1日 施行)

(運航管理者)

第十条の六 一般旅客定期航路事業者は、その事業の用に供する船舶の運航を管理させるため、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならない。

一、二 (略)

2 運航管理者は、次に掲げる職務を行う。

- 一 船舶の運航に関する計画を策定すること。
- 二 前号の計画の安全な実施を確保するために必要な従業者を配置することその他輸送の安全を確保するための船舶の運航体制を整備すること。
- 三 気象、海象その他の事情を勘案して船舶の運航の中止を指示することその他輸送の安全を確保するための船舶の運航管理を実施すること。
- 四 その他事業の用に供する船舶の運航の適切な管理を図るために必要なものとして国土交通省令で定める職務

3 (略)

### ■海上運送法施行規則(令和8年4月1日 施行)

(運航管理者の職務)

第七条の九 法第十条の六第二項第四号の国土交通省令で定める職務は、船舶の運航管理に関する記録を作成し、これを保存することとする

# (参考) 法令化された安全管理規程の重要事項①

## 安全管理規程に定めるべき内容 (海上運送法)

### (安全管理規程)

- 第十条の三 一般旅客定期航路事業者は、輸送の安全を確保するため、安全管理規程を定め、その事業の開始前に、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 安全管理規程は、次に掲げる事項に関し、国土交通省令で定めるところにより、必要な内容を定めたものでなければならない。
- 一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する事項
  - 二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する事項
  - 三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する事項
  - 四 次条第一項に規定する安全統括管理者の選任に関する事項
  - 五 第十条の六第一項に規定する運航管理者の選任に関する事項
- 3 国土交通大臣は、安全管理規程が前項の規定に適合しないと認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 4 一般旅客定期航路事業者は、安全管理規程を遵守しなければならない。

### (安全統括管理者)

- 第十条の四 一般旅客定期航路事業者は、その事業における安全管理体制の確保を図るため、事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、安全統括管理者一人を選任しなければならない。
- 一 当該事業の用に供する船舶が総トン数(船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五十五年法律第四十号)第五条第一項に規定する総トン数をいう。以下同じ。)二十トン未満の船舶(以下「小型船舶」という。)以外の船舶及び小型船舶である場合 第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証の交付を受けている者
  - 二 当該事業の用に供する船舶が小型船舶以外の船舶のみである場合 第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者
  - 三 当該事業の用に供する船舶が小型船舶のみである場合 第三十二条の三第一項第一号の総合安全統括管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶安全統括管理者資格者証の交付を受けている者

2～4 (略)

### (運航管理者)

- 第十条の六 一般旅客定期航路事業者は、その事業の用に供する船舶の運航を管理させるため、国土交通省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者のうちから、船舶ごとに運航管理者を選任しなければならない。
- 一 運航を管理させる船舶が小型船舶以外の船舶である場合 第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第二号の大型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者
  - 二 運航を管理させる船舶が小型船舶である場合 第三十二条の七第一項第一号の総合運航管理者資格者証又は同項第三号の小型船舶運航管理者資格者証の交付を受けている者

2～5 (略)

# (参考) 法令化された安全管理規程の重要事項②

## 安全管理規程に定めるべき内容② (施行規則7条の4)

### ■ 輸送の安全を確保するための次に掲げる事項

#### (1) 事業の運営の方針

- ・基本的な方針
- ・輸送の安全確保のための定めへの遵守
- ・取組み

#### (2) 事業の実施及びその管理の体制

- ・組織体制
- ・勤務態勢
- ・経営責任者の責務
- ・安統管・運管の権限及び責務

#### (3) 事業の実施及びその管理の方法

- ・事故等の情報を伝達及び共有する方法

- ・運航の管理に関する事項

- ① 運航計画、配船計画、配乗計画の作成等
- ② 運航管理に必要な情報の収集及び伝達の方法
- ③ 船舶の運航を中止する場合の対応
- ④ 運航基準図の作成及び備付け
- ⑤ 危険物の取扱い
- ⑥ 旅客の乗下船及び貨物の積み下ろし並びに離着岸時の作業方法
- ⑦ 従業者の酒気帯び及び疾病等を確認する方法
- ⑧ 輸送施設の点検整備を確実に実施する方法
- ⑨ 輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応
- ⑩ 旅客等が遵守すべき事項の周知

- ・事故・災害等防止対策の検討及び実施

- ・事故・災害等発生時の対応

- ・事業の実施及び管理状況の確認

- ・教育訓練の実施方法

- ・文書の整備及び管理

- ・事業の実施及び管理の改善

#### (4) 安全統括管理者及び運航管理者の選任・解任

## フェーズ1

- 第1章 総則
- 第2章 経営の責任者の責務
- 第3章 安全管理の組織
- 第4章 安全統括管理者及び運航管理者等の選解任並びに代行の指名
- 第5章 安全統括管理者及び運航管理者等の勤務体制
- 第6章 安全統括管理者及び運航管理者等の職務及び権限
- 第7章 安全管理規程の変更
- 第8章 運航計画、配船計画及び配乗計画
- 第9章 運航の可否判断
- 第10章 運航に必要な情報の収集及び伝達
- 第11章 輸送に伴う作業の安全の確保
- 第12章 輸送施設の点検整備
- 第13章 海難その他の事故の処理
- 第14章 安全に関する教育、訓練及び内部監査等
- 第15章 雑則

## フェーズ2

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
  - 第1節 基本的な方針に関する事項
  - 第2節 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めに関する事項
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
  - 第1節 組織体制に関する事項
  - 第2節 勤務体制に関する事項
  - 第3節 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
  - 第4節 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
  - 第5節 運航管理者等の権限及び責務に関する事項
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
  - 第1節 輸送の安全に関する重要事項
  - 第2節 船舶の運航管理に関する事項
  - 第3節 作業に関する事項
  - 第4節 点検・整備に関する事項
- 第5章 事故・災害等の防止対策の検討及び実施並びに発生した場合の対応
- 第6章 教育及び訓練
- 第7章 内部監査等(事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項)
- 第8章 雑則

## 本規程

今般施行する改正法において、「運航計画の策定」や「運航可否判断」は、運航管理者の職務とされる。  
他方で、船長は従前通り、運航中止や避航等の措置を自らの判断で実施できるため、それぞれの権限を明示した。

### (運航管理者の権限及び責務)

第12条 運航管理者の権限及び責務は、次のとおりとする。

- (1) 船舶の運航に関する計画(運航計画、配船計画及び配乗計画をいう。)を策定すること。
- (2) 前号の計画に基づき、担当船舶の船長に対し、船長の職務権限に属する事項を除き、船舶運航事業における船舶の利用(又は使用)に関する必要な指示をすること。
- (3) 第1号の計画に基づく船舶運航の安全を確保するため、必要な人員を配置し、関係法令及び本規程に基づき作業を行わせるよう、指揮及び指導をすること。
- (4) 定点連絡その他の方法により、運航中の担当船舶の動静を把握すること。
- (5) 担当船舶に危険を及ぼさないよう、気象・海象・水象その他の事情を勘案し、又は運航基準の運航中止条件に従い、担当船舶に係る第1項の計画変更又は船舶運航の中止(第2号の船舶の利用(又は使用)に関する取消しを含む)を決定し、それを船長に指示すること。
- (6) 船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施し、輸送の安全に支障が生ずるおそれがある船舶その他の輸送施設を使用しないこと。
- (7) 従業者に対し、健康状態(酒気帯びの有無を含む。)その他の理由により安全に業務が遂行することができないおそれの有無を確認すること。
- (8) 事故の発生に関する情報の伝達及び共有並びに人命、積荷及び船舶の救助等に関する措置を行うこと。
- (9) 輸送の安全に関する業務の実施状況について、正確に記録し、備置し、保存すること。
- (10) その他、第4章、第5章及び第6章に定める業務に関すること。

### (船長の権限)

第14条 船長は、第12条の規定に関わらず、自らが指揮する船舶の運航の中止、避航その他航海の安全を確保するために必要な措置を即時に実施する権限を有する。

# （参考）安全管理規程（フェーズ2） 新たな法施行内容反映の例②

## 運航基準

今般施行する改正法において、「運航計画の策定」や「運航可否判断」は、運航管理者の職務とされる。  
他方で、船長は従前通り、運航中止や避航等の措置を自らの判断で実施できるため、それぞれの権限を明示した。

### （発航中止条件等）

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

| 港・地点名 | 情報の入手元 |    |    |
|-------|--------|----|----|
|       | 風速     | 波高 | 視程 |
| ○港    |        |    |    |
| ○港    |        |    |    |
| ○○海域上 |        |    |    |

- 2 運航管理者は、担当船舶の発航予定時刻の○時間前時点及び発航予定時刻直前の○分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手する。

| 港・地点名 | 情報の入手元 |    |    |
|-------|--------|----|----|
|       | 風速     | 波高 | 視程 |
| ○港    |        |    |    |
| ○港    |        |    |    |
| ○○海域上 |        |    |    |

- 3 運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の発航中止を決定し、担当船舶の船長に対し、旅客の下船その他の適切な措置をとることを指示する。
- 4 運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、自社が地域旅客船安全協議会に加盟している場合、同協議会の会員又は構成員からの意見により、発航を中止すべき事実を把握したときは、発航を中止する。
- 5 船長は、第3項の運航管理者からの発航の中止に関する指示命令の有無に関わらず、自らが指揮する船舶の発航の中止を決定することができる。

## 事故処理基準

事業者ごとに認識が異なっていた「衝突」の定義を明確化することにより、事故後に必要な措置(連絡等)の漏れを防止する。

### (事故等の範囲)

第2条 この基準において、「事故」とは当社の運航中の船舶に係る(1)～(3)に掲げる事象をいい、「事故等」とは事故及び第2項の事態(以下「インシデント」という。)をいう。

- (1) 旅客、乗組員、作業員等の死亡、行方不明又は負傷その他の人身事故の発生(疾病、不法行為によるものを除く。)
- (2) 衝突(通常の運航で予定していない部位への接触を含む)、乗揚げ、火災、浸水、漂流、転覆、沈没、行方不明、機関停止等による自航不能の発生、その他救助を必要とする船舶の海難事故
- (3) 不法行為(強取(乗っ取り)、殺人、傷害、暴行、脅迫、危険物所持等)による運航の阻害

2 この基準において、「インシデント」とは、旅客の輸送に従事する船舶における前項の事象に至るおそれのある次に掲げる事態をいう。

- (1) 機関不良又は船舶へ装備された機器・装置等の故障により通常の運航が阻害された事態
- (2) 避難港へ入港するに至った事態
- (3) 航行中において、岸壁又は他の船舶等との衝突を回避するため、乗組員が緊急の操作を行った事態
- (4) 離着岸作業中の係船策の破断
- (5) その他の前項の事象に至るおそれがあると認められる事態
- (6) 前号に掲げるもののほか、所轄地方運輸局が特に必要と認めて報告を指示したもの

## アルコール検査・船内巡視

### 従来の規程

#### (飲酒等の禁止) ト

- 第 39 条 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も吸気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直を実施してはならない。
- 2 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も吸気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直を実施させてはならない。

#### (船内巡視) ←

- 第 37 条 船長は、法令及び作業基準に定めるところにより、乗組員をして旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を巡視させ、法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。
- 2 船内巡視員は、異常を発見したときは船長の指示を受けて所要の措置を講じなければならない。ただし、急を要する場合であって船長の指示を受ける時間的余裕がないときは、適切な措置を講ずるとともに、速やかに船長に報告するものとする。ト

### フェーズ2

#### (アルコール検査の実施) ←

- 第 18 条 安全統括管理者及び運航管理者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコール濃度を測定し、数値で表示できる性能を有する機器）を用いたアルコール検査体制を構築しなければならない。
- 2 乗組員は、飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直を実施してはならない。
- 3 船長は、乗組員が飲酒等の後、正常な当直業務ができるようになるまでの間及びいかなる場合も呼気 1 リットル中のアルコール濃度が 0.15mg 以上である間、当直を実施させてはならない。
- 4 アルコール検査は、アルコール検知器を用いて、乗組員が航海当直に従事する前に、検査を受ける者以外の確認のもとで行うこと。
- 5 運航管理者は、前項の検査を行ったときは、次に掲げる事項をアルコール検査記録簿に記録し、所属する営業所に 1 年間保存すること。
- (1) 検査日時及び検査結果
  - (2) 被検査者の氏名
  - (3) 検査を確認した第三者の氏名
  - (4) その他必要な事項



#### (船内巡視) ←

- 第 22 条 船長は、旅客区域、車両甲板その他必要と認める場所を乗組員に巡視させ、次に掲げる事項を確認すること。
- (1) 法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況
  - (2) その他異常の有無
- 2 船長は、前項の巡視を行ったときは、次に掲げる事項を巡視記録簿に記録し、運航管理者に報告すること。
- (1) 巡視日時、巡視内容及び巡視結果
  - (2) 巡視を行った者
  - (3) 異常を発見したときの措置
  - (4) その他必要な事項
- 3 運航管理者は、前項の巡視記録簿を所属する営業所に 1 年間保存すること。

フェーズ2では、  
記録の備え置き義務  
及び保存期間が明記  
された。

# (参考) 従来規程とフェーズ2の違いについて

## 発航中止条件

### 従来の規程

#### 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

| 港名           | 気象・海象 | 風速    | 波高  | 視程  |
|--------------|-------|-------|-----|-----|
| 〇〇港、〇〇港及び〇〇港 |       | m/s以上 | m以上 | m以下 |
| 〇〇港          |       | m/s以上 | m以上 | m以下 |

### フェーズ2

#### 第2章 運航中止条件

(発航中止条件等)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

| 港・地点名 | 発航中止条件 |      |      |
|-------|--------|------|------|
|       | 風速     | 波高   | 視程   |
| 〇港    | m/s 以上 | m 以上 | m 以下 |
| 〇港    | m/s 以上 | m 以上 | m 以下 |
| 〇〇海域上 | m/s 以上 | m 以上 | m 以下 |

2 運航管理者は、担当船舶の発航予定時刻の〇時間前時点及び発航予定時刻直前の〇分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手する。

| 港・地点名 | 情報の入手元 |    |    |
|-------|--------|----|----|
|       | 風速     | 波高 | 視程 |
| 〇港    |        |    |    |
| 〇港    |        |    |    |
| 〇〇海域上 |        |    |    |

フェーズ2では、情報の入手元及び入手時期を記載する必要がある。

## 事故発生時における再発防止に向けた安全教育の実施について

### 従来規程

(安全教育) ←

- 第51条 安全統括管理者及び運航管理者は、〇〇部と協力して運航管理員、陸上作業員、乗組員、安全管理に従事する者、内部監査を担当する者に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む。）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について理解しやすい具体的な安全教育を定期的の実施し、その周知徹底を図らなければならない。←
- 2 運航管理者は、航路の状況、海難その他の事故及びインシデント(事故等の損害を伴わない危険事象)事例を調査研究し、随時又は前項の教育に併せて乗組員に周知徹底を図るものとする。←

### フェーズ2

(教育・訓練計画) ←

- 第35条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる事項について、同号に掲げる時期に実施するものとして、教育・訓練計画を策定する。これを変更するときも同様とする。←
- (1) 関係法令及び本規程に従業者に遵守させるために必要な教育・訓練←  
本規程に基づく業務に従事する前まで及び年1回以上←
  - (2) 事故・災害等の発生の原因に関係する従業者に対する再発防止のための教育・訓練←  
事故・災害等の発生後から業務に復帰する前まで←
  - (3) (2)以外の場合であって、関係法令及び本規程を遵守できなかった従業者に対する教育←  
遵守できなかった事実から1月以内←
  - (4) 避難港を利用する航路に就航する小型船舶の船長に対する教育・訓練←  
当該船長が当該小型船舶に乗船する前まで←
  - (5) 船員法第14条の3第2項に基づく操練 法令に適合する時期←
  - (6) 船員法第118条の2又は第118条の3の規定による旅客船の乗組員に対する教育・訓練←  
当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後5年を超えない期間(船員法第118条の2) ←  
当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後2年を超えない期間(船員法第118条の3) ←
  - (7) 小型船舶の船長に対する船員法第118条の4又は第118条の5第1項の規定による特定教育・訓練←  
当該船長が小型船舶に乗船する前まで←
  - (8) 事故が発生した場合を想定した事故処理組織による全社的な実践訓練←  
年1回以上←

(教育・訓練の記録等) ←

- 第37条 安全統括管理者及び運航管理者は、教育・訓練の実施日時、実施場所、責任者、修了者、その実施内容が記録された教育・訓練記録簿を作成し、かつ、勤務場所において、3年間保存しなければならない。なお、第35条第6号については、保存期間を5年とする。←

フェーズ2では、実施しなければならない教育の具体的な内容、記録簿の保存期間が明記された。

## 運航管理者の勤務体制について

### フェーズ2

（運航管理者等の勤務体制） ←

第9条 運航管理者は、担当の船舶が旅客の輸送に従事している間は、第12条に規定する責務を果たすため、船員として船舶に乗り組んではならない。ただし、他の運航管理者にその職務を引き継いだ場合は、その限りではない。 ←

2 運航管理者は、その職務を行っている間に事務所を離れるときは、陸上の運航管理員にその職務を補佐させることとし、かつ、連絡体制を確保する。ただし、運航管理員に補佐させた業務の範囲についても、その責任を持たなければならない。 ←

- ・運航管理者として職務中は、**船員として船舶に乗り組んでいけないことが明記された。**
- ・また、事務所を離れる際は陸上の運航管理員（運航管理資格者証を持たない者＝従来でいう運航管理補助者）に職務を補佐させた上で、すぐに連絡できる体制を確保することが明記された。

## 2. 安全管理規程の提出方法について

- 2－1. ひな形の選び方
- 2－2. 具体的な注意ポイント
- 2－3. 具体的な提出方法
- 2－4. 帳票の備え置き義務について

## 2-1 ひな形の選び方

### 安全管理規程のひな形について

安全管理規程提出時には、中部運輸局HPに掲載されている4つのひな形から自社にあうひな形を選んだ上で、作成要領(チェックマニュアル)を参考にして加筆修正して提出願います。

- ・別添1、別添15 一般的航路事業者用ひな形、作成要領

主に旅客船(定員13名以上)で定期航路事業を営む(時刻表があり、航路が決まっている)  
事業者向け  
※乗り合い船、定期船等

- ・別添2、別添16 小規模航路事業者用ひな形 作成要領

主に旅客船(定員13名以上)で不定期航路事業を営む(航路は一定だが、不定期)  
事業者向け  
※湖川船、使用船舶の総トン数が100ト未満で旅客船(定員13名以上)

- ・別添3、別添17 貨客航路事業用ひな形 作成要領

主に貨客混積フェリー向け

- ・別添4、別添17 旅客定員12名以下用ひな形、作成要領

主に非旅客船(12名以下)向け

## 2-1 ひな形の選び方

### 旅客船事業者 安全管理規程

#### 【安全管理規程（フェーズ2）提出方法・届出様式】

- ▶ 安全管理規程の変更（設定）届提出方法について
- ▶ 安全管理規程変更（設定）届出様式

#### 【安全管理規程ひな形・作成要領】

##### ○一般航路事業者 ひな形・作成要領

- ▶ 安全管理規程（ひな形）（別添1）
- ▶ 安全管理規程作成要領（チェックマニュアル）（別添15）
- ▶ 運航基準別紙（運航可否判断等の手順図）

##### ○小規模航路事業者規程 ひな形・作成要領

###### ①ドラレコ教育訓練対象事業者用※

※小型船舶（総トン数20トン未満）の旅客船（旅客定員13名以上）のみをその用に供する旅客不定期航路許可事業者

- ▶ （案内）ドライブレコーダーを活用した教育訓練について
- ▶ 【ドラレコ教育訓練対象事業者用】安全管理規程（ひな形）（別添2-1）
- ▶ 【ドラレコ教育訓練対象事業者用】安全管理規程作成要領（チェックマニュアル）（別添16-1）

###### ②それ以外の小規模航路事業者用

- ▶ 安全管理規程（ひな形）（別添2）
- ▶ 安全管理規程作成要領（チェックマニュアル）（別添16）

中部運輸局HP

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/yusonoanzen.html>  
より

## 2-1 ひな形の選び方

### 安全管理規程ひな形(画像は一般航路事業者用)

一般航路事業者用

#### 安全管理規程 (ひな形)

令和 年 月 日  
〇〇〇〇株式会社

#### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
  - 第1節 基本的な方針に関する事項
  - 第2節 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めに関する事項
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
  - 第1節 組織体制に関する事項
  - 第2節 勤務体制に関する事項
  - 第3節 経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項
  - 第4節 安全統括管理者の権限及び責務に関する事項
  - 第5節 運航管理者等の権限及び責務に関する事項
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
  - 第1節 輸送の安全に関する重要事項
  - 第2節 船舶の運航管理に関する事項
  - 第3節 作業に関する事項
  - 第4節 点検・整備に関する事項
- 第5章 事故・災害等の防止対策の検討及び実施並びに発生した場合の対応
- 第6章 教育及び訓練
- 第7章 内部監査等(事業の実施及びその管理の状況の確認に関する事項)
- 第8章 雑則

#### 第6章 教育及び訓練

##### (教育・訓練計画)

第35条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる事項について、同号に掲げる時期に実施するものとして、教育・訓練計画を策定する。これを変更するときも同様とする。

- (1) 関係法令及び本規程に従業者に遵守させるために必要な教育・訓練  
本規程に基づく業務に従事する前まで及び年1回以上
- (2) 事故・災害等の発生の原因に係る従業者に対する再発防止のための教育・訓練  
事故・災害等の発生後から業務に復帰する前まで
- (3) (2)以外の場合であって、関係法令及び本規程を遵守できなかった従業者に対する教育  
遵守できなかった事実から1月以内
- (4) 避難港を利用する航路に就航する小型船舶の船長に対する教育・訓練  
当該船長が当該小型船舶に乗船する前まで
- (5) 船員法第14条の3第2項に基づく操縦 法令に適合する時期
- (6) 船員法第118条の2又は第118条の3の規定による旅客船の乗組員に対する教育・訓練  
当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後5年を超えない期間(船員法第118条の2)  
当該乗組員が乗船する前及び教育・訓練後2年を超えない期間(船員法第118条の3)
- (7) 小型船舶の船長に対する船員法第118条の4又は第118条の5第1項の規定による特定教育・訓練  
当該船長が小型船舶に乗船する前まで
- (8) 事故が発生した場合を想定した事故処理組織による全社的な実践訓練  
年1回以上

##### (教育・訓練の実施)

第36条 安全統括管理者及び運航管理者は、前条の計画に従って教育・訓練を実施するとともに、その内容が従業者に定着するよう、周知徹底を図らなければならない。

## 2-1 ひな形の選び方

### 作成要領チェックマニュアル(画像は一般航路事業者用)

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2 運航管理者は、船長より前項第1号から第4号に定める連絡がないときは、自ら船長に連絡し、その事実関係を把握しなければならない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <p>4 超高速船運航事業者は、特に(8)の記載を要する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| <p>(運航管理に関する記録)</p> <p>第24条 運航管理者は、担当船舶に係る次の事項を運航管理表に記録しなければならない。</p> <p>(1) 第20条に定める運航の可否判断の日時、運航中止条件に係る気象・海象・水象に関する情報並びに講じた措置及び理由</p> <p>(2) 前条第1項各号に定める船長からの連絡内容</p> <p>(3) 乗下船した旅客の数、並びに積込み及び陸揚げた貨物(車両・危険物を含む。)の数量</p> <p>2 運航管理者は、運航管理表を、最後に記録された日から1年間、営業所に備え置くものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>第24条関係</p> <p>(第1項)</p> <p>1. (3)について、下船時に旅客数をカウントせずとも、運航中の旅客の転落等の有無を把握できる航路や、フェリーなど下船時に旅客数をカウントすることが困難な航路にあっては、「乗船した旅客の数」とすることができる。ただし、その場合には、監視カメラの設置等、運航中の旅客の動静の把握に努める。</p> <p>2. (3)について、自動車航送を伴わない旅客船の場合は、「車両・」を削除すること。</p> <p>(第2項)</p> <p>1. 備え置き方法は、原紙の保管に限らず、写しの保管や電磁的媒体が常時閲覧できる状態(パソコン等の端末にて閲覧できる状態)でも差し支えない。</p> <p>2. 第1項(1)～(3)の記載事項について、「運航管理表」という1つの様式(フォーマット)として管理するのではなく、複数の様式(フォーマット)にて管理するものも差し支えない。</p> |
| <p>(運航管理者による船舶運航の安全確保措置)</p> <p>第25条 運航管理者は、担当船舶が旅客の輸送に従事するときは、次の事項を確保しなければならない。</p> <p>(1) 有効な船舶検査証書その他の法定書類が、備え置かれていること。</p> <p>(2) 就航する航路の運航基準図が、船舶及び営業所に備え置かれていること。</p> <p>(3) 運航基準に従って、発航前検査が適切に実施され、かつ、その結果が記録されるとともに、航海に支障があるとき及びその他航海に必要な準備が整っていないときは、船舶を使用しないこと。</p> <p>(4) 運航基準に従って、陸上施設の点検を適切に実施し、その結果を記録するとともに、異常があるときは、陸上施設を使用又は利用していないこと。</p> <p>(5) 従業員の健康状態を把握し、安全に業務を遂行することができないおそれのある従業員が、業務を行っていないこと。</p> <p>(6) 運航基準に従って、乗組員に対するアルコール検査を適切に実施し、その結果を記録するとともに、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直をさせないこと。</p> <p>(7) 従業員が作業基準を遵守していること。</p> <p>(8) 船舶検査証書に定められた最大搭載人員を超過していないこと。</p> <p>(9) 運航基準に従って、救命胴衣の格納場所及び着用法並びに避難の要領その他、旅客が遵守すべき事項及び注意すべき事項が、旅客に周知徹底されていること。</p> <p>(10) 運航基準に従って、旅客に救命胴衣を着用させること。</p> <p>(11) 運航基準に従って、船内巡視が適切に実施され、その結果が記録されるとともに、異常があるときは、対応措置を講じていること。</p> <p>(12) 輸送の安全を確保するためにやむを得ない場合を除き、運航基準図に従って運航すること。</p> | <p>第25条関係</p> <p>ひな形の趣旨に則った内容を規定すること。</p> <p>[第1項]</p> <p>(11)について、船員法の適用を受けない小型船舶にあっては、次のように規定することができる。</p> <p>「(11) 運航基準に従って船内点検が適切に実施され、その結果が記録されるとともに、異常があるときは、対応措置を講じていること」</p>                                                                                                                                                                                                                                           |
| <p>第3節 作業に関する事項</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>第26条関係</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 2-1 ひな形の選び方

### ・事業者様の作業イメージ

#### 安全管理規程ひな形

- （運航管理者による船舶運航の安全確保措置）
- 第25条 運航管理者は、担当船舶が旅客の輸送に従事するときは、次の事項を確保しなければならない。
- （1）有効な船舶検査証書その他の法定書類が、備え置かれていること。
  - （2）就航する航路の運航基準図が、船舶及び営業所に備え置かれていること。
  - （3）運航基準に従って、発航前検査が適切に実施され、かつ、その結果が記録されるとともに、航海に支障があるとき及びその他航海に必要な準備が整っていないときは、船舶を使用しないこと。
  - （4）運航基準に従って、陸上施設の点検を適切に実施し、その結果を記録するとともに、異常があるときは、陸上施設を使用又は利用していないこと。
  - （5）従業員の健康状態を把握し、安全に業務を遂行することができないおそれのある従業員が、業務を行っていないこと。
  - （6）運航基準に従って、乗組員に対するアルコール検査を適切に実施し、その結果を記録するとともに、呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である間、当直をさせないこと。
  - （7）従業員が作業基準を遵守していること。
  - （8）船舶検査証書に定められた最大搭載人員を超過していないこと。
  - （9）運航基準に従って、救命胴衣の格納場所及び着使用方法並びに避難の要領その他、旅客が遵守すべき事項及び注意すべき事項が、旅客に周知徹底されていること。
  - （10）運航基準に従って、旅客に救命胴衣を着用させること。
  - （11）運航基準に従って、船内巡視が適切に実施され、その結果が記録されるとともに、異常があるときは、対応措置を講じていること。
  - （12）輸送の安全を確保するためにやむを得ない場合を除き、運航基準図に従って運航すること。

#### チェックマニュアル（作成要領）

|  |                                                                                                                                                                                     |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>第25条関係</p> <p>ひな形の趣旨に則った内容を規定すること。</p> <p>〔第1項〕</p> <p>（11）について、船員法の適用を受けない小型船舶にあつては、次のように規定することができる。</p> <p>「（11）運航基準に従って船内点検が適切に実施され、その結果が記録されるとともに、異常があるときは、対応措置を講じていること」</p> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

我が社は、船員法非適用なので、  
安全管理規程ひな形の第25条（11）はチェックマ  
ニュアルのとおり書き換えよう！

## 2-2 具体的な注意ポイント

### ①船長と運航管理者の兼務の禁止について

- ・運航管理者は船の運航中、船舶に船員として乗り込むことはできない。

#### (3) 運航管理者の船長兼務



- ・ただし、例外的に以下の要件を全て満たす場合のみは、

①**兼務講習を受講**し②**兼務講習受講報告書**を管轄の運輸支局・事務所に提出することで乗船可能となる。

(要件)

- ・一般不定期航路事業のみを經營すること。
- ・常時運航する船舶が1隻のみであること
- ・船舶の総トン数が20トン未満であること
- ・旅客定員が13名未満であること

## 2-2 具体的な注意ポイント

### ①船長と運航管理者の兼務の特例について(一般不定期航路事業者のみ)

#### ①兼務講習を受講する

「船長を兼務する運航管理者」及び「陸上に配置される運航管理員」の双方が以下のURLから申し込む兼務講習を受講する。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk6\\_000062.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000062.html)

#### ②兼務講習受講完了報告書の提出

管轄の運輸支局・事務所に兼務講習受講報告書を提出する。

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/yusonoanzen.html>

(様式例) 〇〇運輸支局 令和 年 月 日

〇〇運輸局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代 表 者 名

運航管理者の船長等兼務報告書

海上運送法第20条第2項において準用する第10条の7第2項ただし書きの規定により運航管理者を船舶に乗り組ませるため、海上運送法施行規則第21条の5第2項第1号及び第2号の規定に基づいて、下記のとおり、関係書類を添えて報告します。

記

1. 船舶に乗り組ませようとする運航管理者の氏名

〇〇 〇〇

2. 当該運航管理者と常時連絡を取ることができる陸上従業者の氏名

〇〇 〇〇

添付書類：運航管理者兼務講習修了証明書、陸上従業者兼務講習修了証明書

## 2-2 具体的な注意ポイント

### ①船長と運航管理者の兼務の特例について(一般不定期航路事業のみ)

#### ③安全管理規程の提出時の注意事項

チェックマニュアル(作成要領)上、

【限定小規模事業者特例を適用し、運航管理者が船長を兼務する場合】とある箇所について、ひな形を修正する。

#### チェックマニュアル

|                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(運航管理者等の勤務体制) ←</p> <p>第9条 運航管理者は、担当の船舶が旅客の輸送に従事している間は、第12条に規定する責務を果たすため、船員として船舶に乗り組んではならない。ただし、他の運航管理者にその職務を引き継いだ場合は、その限りではない。 ←</p> <p>2 運航管理者は、その職務を行っている間に事務所を離れるときは、陸上の運航管理員にその職務を補佐させることとし、かつ、連絡体制を確保する。ただし、運航管理員に補佐させた業務の範囲についても、その責任を持たなければならない。 ←</p> | <p>第9条関係 ←</p> <p>ひな形の趣旨に則った内容を規定すること。 ←</p> <p>【第2項】 ←</p> <p>補佐させる業務の範囲と執行方法については、必要に応じ社内規程等で規定すること。 ←</p> <p>□ ←</p> <p>【限定小規模事業者特例を適用し、運航管理者が船長を兼務する場合】 ←</p> <p>本条は、以下の通り規定すること。 ←</p> <p>(船長兼務運航管理者及び陸上従事者等の勤務体制) ←</p> <p>第9条 船長兼務運航管理者は、陸上従業者の業務の範囲とその執行方法を明確に指示し、かつ、連絡体制を確保する。ただし、陸上従業者に補佐させた業務の範囲についても、その責任を持たなければならない。 ←</p> <p>2 陸上従業者は、事務所又は事業場などの船長兼務運航管理者と常時連絡が可能な場所に配置しなければならない。 ←</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|



チェックマニュアルのとおり、ひな形を修正

(船長兼務運航管理者及び陸上従事者等の勤務体制) ←

第9条 船長兼務運航管理者は、陸上従業者の業務の範囲とその執行方法を明確に指示し、かつ、連絡体制を確保する。ただし、陸上従業者に補佐させた業務の範囲についても、その責任を持たなければならない。 ←

2 陸上従業者は、事務所又は事業場などの船長兼務運航管理者と常時連絡が可能な場所に配置しなければならない。 ←

## 2-2 具体的な注意ポイント

### ②車両を積載するか否か

・ひな形は車両積載船のもの。車両を積載しない船については、特に別添1、別添2を使用する事業者は書き換えが多く必要なので十分に留意。

(例)

|           |                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------|
| (24) 危険物  | 危険物船舶運送及び貯蔵規則第2条に定める危険物                               |
| (25) 陸上施設 | 岸壁（防舷設備を含む。）、可動橋、人道橋、旅客待合室、駐車場等船舶の係留、旅客及び車両の乗降等の用に供する |
| (26) 車両   | 道路運送車両法第2条第1項に規定する「道路運送車両」                            |

可動橋、人道橋、及び車両は削除

(26)は項目ごと削除

(運航に必要な情報の収集及び伝達)

第22条 運航管理者は、担当船舶に係る次に掲げる事項を当該船舶の船長に連絡しなければならない。

- (1) 航行する海域・水域（運航基準で定める地点を含む）の気象・海象・水象に関する情報
- (2) 担当船舶の航海に影響を及ぼすおそれがある特殊な事象が発生した場合は、その状況
- (3) 使用できない陸上施設が発生した場合は、その状況及び対応措置
- (4) 水路通報、港長公示等官公庁の発する運航に関する情報
- (5) 発航前に、旅客数及び車両数並びに危険物の搭載予定がある場合は、その内容
- (6) その他、航行の安全の確保のために必要な事項

第22条関係

〔全般〕

1. ひな形の趣旨に則った内容を規定すること。
2. 連絡方法は電話や無線等でなくとも、ICTを活用した共有アプリ等でも構わない。ただし、事故発生時等緊急の場合、連絡が遅れることがないように留意が必要。
3. 「海域・水域」、「気象・海象・水象」は、航路の実情に合わせて、適宜修正すること。
4. 自動車航送を伴わない旅客船の場合にあつては、(5)の「車両数並びに」を削除すること。
5. 河川湖沼船の場合、(1)は「○○川の状況」又は「○○湖の状況」とし、(4)は削除する。

## 2-2 具体的な注意ポイント

### ③河川湖沼事業者の場合の書き換え

・ひな形は海を航行する事業者向けに記載されているため、河川湖沼事業者の場合は、多くの書き換えが必要となる。チェックマニュアルに沿って書き換えを行うこと。

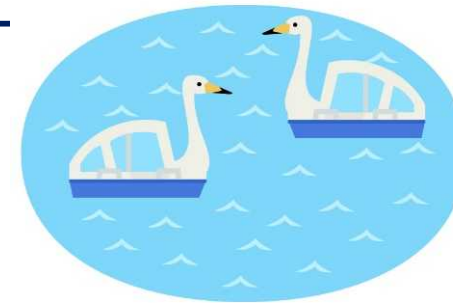
#### 運航基準第2条

(発航中止条件等)  
第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象（風速（10分間の平均風速）、視程（目標を認めることができる最大距離。ただし、視程が方向によって異なるときは、その中の最小値をとる。）及び波高（隣り合った波の峰と谷との鉛直距離）。以下同じ。）に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

| 港・地点名 | 発航中止条件 |      |      |
|-------|--------|------|------|
|       | 風速     | 波高   | 視程   |
| ○港    | m/s 以上 | m 以上 | m 以下 |
| ○港    | m/s 以上 | m 以上 | m 以下 |
| ○○海域上 | m/s 以上 | m 以上 | m 以下 |

2 運航管理者は、担当船舶の発航予定時刻の○時間前時点及び発航予定時刻直前の○分前時点に、前項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手する。

| 港・地点名 | 情報の入手元 |    |    |
|-------|--------|----|----|
|       | 風速     | 波高 | 視程 |
| ○港    |        |    |    |
| ○港    |        |    |    |



波高は水位や流量等に変更し、実態に合った発航中止条件を記載すること。

#### ・安全管理規程第31条

第31条 船舶の事故・災害の発生を常時把握できる連絡体制を構築する。  
2 船長は、自船に事故・災害等が発生した時は、海上保安官署等への救助要請、遭難通信（遭難信号）又は緊急通信など必要な措置を講じるとともに、直ちに、運航管理者に連絡する。  
3 運航管理者は、担当船舶の事故・災害等の発生を把握したときは、速やかに、安全統括管理者、海上保安官署等、所轄地方運輸局その他必要な者に連絡する。  
4 安全統括管理者は、船舶の事故・災害等の発生を把握したときは、速やかに、経営の責任者に連絡する。  
5 連絡すべき事故等の範囲及び前各号の他、連絡すべき内容、連絡先その他の取扱い等については、事故処理基準に定めるところによる。

第31条関係  
ひな形の趣旨に則った内容を規定すること。  
【第2項、第3項】  
河川又は湖沼のみを航行する航路の場合は、「海上保安官署等」を「警察官署」とすること。

上記は例でその他にも諸々ございます。

## 2-2 具体的な注意ポイント

### 安全管理規程第1条 地震防災対策基準の制定について(許可事業者のみ)

一般定期航路事業、旅客不定期航路事業の許可事業者は、(1)～(3)に該当する場合は地震防災対策基準の制定が必須。

2. 一般旅客定期航路事業者及び旅客不定期航路事業者のうち、次の(1)～(3)に掲げる者に該当する場合は、各法令に基づき地震防災対策に係る計画を作成すること。この場合、「その他基準等」を「地震防災対策基準」とすること。(※該当しない場合であっても、地震防災対策上、作成することが望ましい)。

また、本規程を構成する地震防災対策基準を作成した場合は、当該対策計画が作成されたものとみなす。

(1) 大規模地震対策特別措置法第3条に規定する強化地域内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路を営む者(同法第6条第1項に規定する者を除く。)

(2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条に規定する推進地域内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路を営む者(同法第5条第1項に規定する者を除き、当該地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)

(3) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条に規定する推進地域内に起点、終点若しくは寄港地を有する航路を営む者(同法第5条第1項に規定する者を除き、当該地震に伴い、発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。)



←愛知県、岐阜県、三重県、  
静岡県の全域が対象



許可事業者で上記に該当する場合

- ・地震防災対策基準の制定(既存のものでも可)
- ・安全管理規程第1条の一部追記

## 2-2 具体的な注意ポイント

### 安全管理規程第2条 表の書き方

- ・海上運送法の事業で使用する船舶全てについての情報を記載した上で運航管理者の氏名等を記載すること。

(型用範囲) ←

第2条 船舶運航事業には、海上運送法に基づく事業計画にする。←

|           |                  |                  |   |
|-----------|------------------|------------------|---|
| 船名←       | 中部丸←             | 運輸丸←             | ← |
| 船舶番号←     | 100-00000←       | 000-95200←       |   |
| 総トン数←     | 19GT←            | 18GT←            |   |
| 航行区域←     | 限定沿海区域←          | 平水区域←            |   |
| 旅客定員←     | 20 人←            | 20 人←            |   |
| 乗組員の最小定員← | 2 人←             | 1 人←             |   |
| 船員の配乗権←   | 中部運輸局株式会社←       | 中部運輸局株式会社←       |   |
| 運航管理者←    | 中部 太郎←<br>中部 次郎← | 中部 太郎←<br>中部 次郎← |   |

←

2 船舶運航事業に使用する次の営業所に本規程を適用する

|           |                |   |   |
|-----------|----------------|---|---|
| 営業所名←     | □□港発着所←        | ← | ← |
| 電話番号←     | 00-0000-0000←  | ← | ← |
| メールアドレス←  | 0000@11.or.jp← | ← | ← |
| 所在地（市町村）← | 愛知県名古屋市←       | ← | ← |
| 担当する区域←   | 愛知県←           | ← | ← |

- ・海上運送法の事業に使用する船舶全てについて記載すること。
- ・乗組員の最小定員は法令上必要な最小定員を記載すること。
- ・営業所は複数あるのであれば、複数記載する（1つであれば、1つでよい）
- ・メールアドレスはなければ記載する必要はない。

## 2-2 具体的な注意ポイント

### 安全管理規程第18条(4)(5)避難港(20トン未満の小型旅客船事業者のみ)

- ・限定沿海以遠を航行区域とする小型旅客船事業者(20トン未満)は航路付近に避難に適した港がない場合をのぞき、避難港を設定すること。
- ・避難港を設定した場合、当該航路の船舶に船長、船員が乗船するまでに避難港を活用した教育訓練を実施する必要がある。

#### ①避難港とは

荒天時(台風)に一時的に避難する港

#### ②避難港の設定について

航路付近に避難に適した港がないのであれば、設定する必要はない。  
設定しない場合・・・

- ・安全管理規程第18条(4)全文を削除するとともに、  
安全管理規程18条(5)の「前号を定めるものの他」を削除

(4) 避難港に近接する航路に従事する船舶の乗組員には、第35条第4号に基づく教育訓練を修了した者を配置するものであること。←

(5) 前号に定めるものの他、第35条各号に定める教育・訓練を修了した者を配置するものであること。←

- ・安全管理規程第35条(4)全文を削除

(教育・訓練計画) ←

第35条 安全統括管理者は、次の各号に掲げる事項について、同号に掲げる時期に実施するものとして、教育・訓練計画を策定する。これを変更するときも同様とする。←

(1) 関係法令及び本規程に従業者に遵守させるために必要な教育・訓練←

本規程に基づく業務に従事する前まで及び年1回以上←

(2) 事故・災害等の発生の原因に関係する従業者に対する再発防止のための教育・訓練←

事故・災害等の発生後から業務に復帰する前まで←

(3) (2)以外の場合であって、関係法令及び本規程を遵守できなかった従業者に対する教育←

遵守できなかった事実から1月以内←

(4) 避難港を利用する航路に就航する小型船舶の船長に対する教育・訓練←

当該船長が当該小型船舶に乗船する前まで←



## 2-2 具体的な注意ポイント

### 安全管理規程第23条 運航基準第13条※ 定点連絡の実施について

※12名以下ひな形は運航基準第12条

- ・船舶の動静が常時把握でき、また2地点間の航海時間が1時間未満である場合を除いて、一定地点を定め、その地点を通過した際は船舶から陸上に対して、連絡が必要。(定点連絡)
- ・また、その記録を1年間保存する必要がある。

#### 何故定点連絡が必要か

連絡を行わないと、船舶の動静が把握できず、事故や船内でアクシデントが起きても気づけないことがあるため。

・船舶の動静が常時把握でき、また2地点間の航海時間が1時間未満の場合は定点連絡を実施する必要はない。定点連絡を行わない場合は、以下のとおり書き換えること。

- ・安全管理規程第23条(2)全文を削除(左)
- ・運航基準第13条※を全文削除(右)

(船長からの連絡)<sup>43</sup>  
第23条 船長は、次に掲げる場合には、その内容を運航管理者に連絡しなければならない。<sup>44</sup>  
(1) 発航前検査を終えたときは、完了日時及びその結果<sup>45</sup>  
(2) 運航基準に定める定点連絡地点を通過したときは、通過地点名、通過時刻その他運航管理に必要と認める事項<sup>46</sup>  
(3) 運航基準に定める入港連絡時期となったときは、入港予定時刻その他援助が必要な事項<sup>47</sup>  
(4) 発航又は着岸したときは、その時刻<sup>48</sup>  
(5) 事故処理基準に定める事故が発生したときは、発生時刻及び事故の概要<sup>49</sup>  
(6) 前条により連絡のあった情報が実際と異なるときはその状況<sup>50</sup>  
(7) 船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、その時刻及び予定する措置の概要<sup>51</sup>  
2 運航管理者は、船長より前項第1号から第4号に定める連絡がないときは、自ら船長に連絡し、その事実関係を把握しなければならない。<sup>52</sup>

(定点連絡)<sup>43</sup>  
第13条 船長は、運航中、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡する。<sup>44</sup>  
(1) ○○地点、○○地点、○○地点<sup>45</sup>  
(2) 連絡事項<sup>46</sup>  
① 通過地点名<sup>47</sup>  
② 通過時刻<sup>48</sup>  
③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況<sup>49</sup>  
④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項<sup>50</sup>  
2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。<sup>51</sup>

※なお、当該定点連絡を削除した場合でも、発航前点検を終え出港した場合や事故等が起こった際の船舶と陸上との連絡(口頭でも可)は必須である。

## 2-2 具体的な注意ポイント

### 安全管理規程第23条 運航基準第14条※ 入港連絡の実施について

※ 12名以下ひな形は運航基準第13条

- ・例外を除いて、入港する前5－20分前を目処に入港連絡が必要となる。  
(入港地点の気象状況、交通状況を確認し、安全に入港するため。)
- ・**また、その記録を1年間残す必要がある。**

(例外)

- ・通船、河川湖沼船の場合は規定する必要はない。
- ・短距離航路であって次の場合は規定する必要はない。
  - (1) 出入する2地点が視野の内にある場合
  - (2) 視野の内にはないが、2地点の気象・海象がほぼ同様に短時間に入港する場合
  - (3) 専用バースを有し、港内のふくそう度が低く、港内の気象・海象も穏やかである場合



該当する場合

- ・安全管理規程第23条第1項(3)(左)を削除
- ・運航基準第14条※を全文削除(右)



(船長からの連絡) ⇐  
第23条 船長は、次に掲げる場合には、その内容を運航管理者に連絡しなければならない。⇐  
(1) 発航前検査を終えたときは、完了日時及びその結果⇐  
(2) 運航基準に定める定点連絡地点を通過したときは、通過地点名、通過時刻その他運航管理に必要と認める事項⇐  
(3) 運航基準に定める入港連絡時期となったときは、入港予定時刻その他援助が必要な事項⇐  
(4) 発航又は着岸したときは、その時刻⇐  
(5) 事故処理基準に定める事故が発生したときは、発生時刻及び事故の概要⇐  
(6) 前条により連絡のあった情報が実際と異なるときはその状況⇐  
(7) 船舶の航行に危険を及ぼすおそれがあると判断したときは、その時刻及び予定する措置の概要⇐  
2 運航管理者は、船長より前項第1号から第4号に定める連絡がないときは、自ら船長に連絡し、その事実関係を把握しなければならない。⇐

(入港連絡等) ⇐  
第14条 船長は、運航中、入港〇〇分前となったとき(〇〇港向け航行中〇〇岬に至ったとき)は、運航管理者に連絡する。⇐  
2 前項の連絡を受けた運航管理者は、船長に次の事項を連絡する。⇐  
(1) 着岸岸壁の使用船舶の有無⇐  
(2) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況⇐  
(3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)⇐  
(4) その他操船上の参考となる事項⇐

## 2-2 具体的な注意ポイント

### 安全管理規程第23条 運航基準第15条※ 発航前検査(点検)

※12名以下ひな形は運航基準第14条

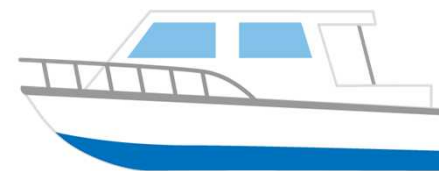
- ・船員法適用事業者は船員法に従い発航前検査が必要。
- ・一方船員法非適用事業者は、発航前検査ではなく発航前点検の実施が必要。**記録を1年間保存する必要あり。**
- ・いずれとも**終了次第、船長から運航管理者への連絡が必要。また、その連絡内容を1年間保存する必要がある。**

・船員法非適用事業者とは ①②③のいずれかの事業者

①河川沼湖事業者

②プレジャーボート等を使用して海上運送法の事業を行っている事業者

③5トン未満の船舶で運航している事業者



・船員法非適用事業者は安全管理規程第23条及び25条の「発航前検査」の文言を「発航前点検」に変更するとともに、運航基準第15条※を以下のとおり規定する。

(船長からの連絡) ←

第23条 船長は、次に掲げる場合には、その内容を運航管理者に連絡しなければならない。←

(1) 発航前点検を終えたときは、完了日時及びその結果←

(2) 運航基準に定める定点連絡地点を通過したときは、通過地点名、通過時刻その他運航管理に必要と認める事項←

(発航前点検)

第15条 船長は、発航前に船舶及び乗組員の健康状態が航海に支障ないかどうか、その他航海に必要な準備が整っているかどうか等を点検しなければならない。

2 発航前点検を実施したときは、その結果を記録し、1年間保存すること。

## 2-2 具体的な注意ポイント

### 安全管理規程第25条 運航基準第21条※ 船内巡視(点検)

※ 12名以下ひな形は運航基準第20条

- ・沿海区域以遠を航行する旅客船(旅客定員13名以上)は、船内巡視制度に基づいて、船内巡視が必要。
- ・一方、それ以外の旅客船及び非旅客船(旅客定員12名以下)は、船内巡視制度が適用にはならないが、船内点検が原則必要。
- ・いずれも実施する場合は記録を1年間保存すること。

・沿海区域以遠を航行する旅客船(旅客定員13名以上)を保有する事業者  
→ひな形どおりでOK

・それ以外の旅客船及び非旅客船(旅客定員12名以下)

①安全管理規程第25条について、下記のとおり書き換え

(11) 運航基準に従って、船内点検が適切に実施され、その結果が記録されるとともに、異常があるときは、対応措置を講じていること。←

②運航基準第21条について、下記のとおり書き換え

(船内点検)

第21条 船長は、離岸後速やかに乗組員をして旅客室その他必要と認める場所を点検させ法令及び運送約款に定める旅客等が遵守すべき事項の遵守状況その他異常の有無を確認させなければならない。

2 船長は、前項の点検を行ったときは、次に掲げる事項を点検記録簿に記録し、運航管理者に報告すること。

(1) 点検日時、点検内容及び点検結果

(2) 点検を行った者

(3) 異常を発見したときの措置

(4) その他必要な事項

3 運航管理者は、前項の点検記録簿を所属する営業所に1年間保存すること。

※船舶の構造上、操船者の位置から、船内を一望できる場合、船舶を船長ひとりで運航している場合は船内点検を行う必要はないので、チェックマニュアルを参考に対象条項を削除すること。



## 2-2 具体的な注意ポイント

### 安全管理規程第26条及び作業基準全般

- ・作業基準は、作業員の配置状況に応じて書き換えが必要。
- ・作業の委託を行っている場合はチェックマニュアルに従って書き換えが必要。

①陸上作業員がおり、運航管理員は陸上作業を行わない  
・そのままのひな形でよい。

②運航管理員が陸上作業を行う場合（運航管理員＝陸上作業員）  
・作業基準をチェックマニュアルに従って複数箇所書き換え

1. 運航管理員だけで陸上作業を実施している場合は第2条第1項中「運航管理員又は」及び「陸上作業員を指揮して」を削除する。←

③船内作業員のみで離着岸を実施する場合  
・安全管理規程第26条を以下のとおり書き換え  
・作業基準をチェックマニュアルに従って複数箇所書き換え

（作業の体制）←

第26条 運航管理者は、担当船舶の乗組員の配置体制を把握するものとする。←

・作業基準をチェックマニュアルに従い、複数箇所について書き換え

2. 船長及び船内作業員だけで離着岸等を行う場合は本条を次のように規定する。←

「第2条 船長は、船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。」←



## 2-2 具体的な注意ポイント

### 安全管理規程第35条 船舶における映像記録装置を活用した教育訓練 (小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業者のみ)

・小型船舶のみを使用する旅客不定期航路事業許可事業者は、年に一度映像記録装置を活用した教育訓練の実施が必要となります。

(該当する場合)

①安全管理規程第35条に(9)を追記する。

**(9) 船舶における映像記録装置の記録を活用した教育・訓練  
年1回以上**

②令和8年度中に船舶に映像記録装置の設置をし、令和9年度から教育訓練を実施できるようにする。

[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_fr6\\_000061.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000061.html)

(国土交通省 ドラレコ教育訓練案内)



## 2-2 具体的な注意ポイント

### 運航基準第2条～第4条 表

・発航中止条件とその中止を判断するための気象・海象情報についての入手元及び入手時期を定めておかなければならない。

(発航中止条件等)

第2条 発航前に運航を中止すべき条件は、発航地港内及び航行予定の海域上の気象・海象・水象に関する情報や予報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

| 港・地点名  | 発航中止条件   |      |        |
|--------|----------|------|--------|
|        | 風速       | 波高   | 視程     |
| 名古屋港   | 10m/s 以上 | 1m以上 | 500m以下 |
| 三河港    | 10m/s 以上 | 1m以上 | 500m以下 |
| 伊勢湾海域上 | 10m/s 以上 | 1m以上 | 500m以下 |

| 港・地点名 | 情報の入手元    |           |    |
|-------|-----------|-----------|----|
|       | 風速        | 波高        | 視程 |
| ○港    | 気象庁、windy | 気象庁、windy | 目視 |
| ○港    | 気象庁、windy | 気象庁、windy | 目視 |
| ○○海域上 | 気象庁、windy | 気象庁、windy | 目視 |

注意：情報の入手元を記載すること(風速の値ではない)

## 2-2 具体的な注意ポイント

### 運航基準第3条 航行中止条件(限定沿海以遠を航行する小型旅客船のみ)

- ・限定沿海以遠を航行区域とする小型旅客船事業者(20トン未満)は航路付近に避泊に適した地がない場合をのぞき、避泊地を設定すること。

#### ①避泊地

荒天時(台風等)に一時的に風・雨をしのげる地形を有した地点

#### ②避難港の設定について

航路付近に避泊に適した地形がないのであれば、設定する必要はない。

設定しない場合・・・

運航基準第3条第5項、第6項を削除

5 運航管理者は、第3項の避泊を直ちに行うため、あらかじめ選定した次に掲げる避泊地について、海図、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象・水象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付ける。

(例)

- (1) ○○湾(○○沖、○○沖)
- (2) ○○港
- (3) ○○港

6 運航管理者は、避泊後、船長に対し直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象・水象、他船の停泊状況等を確認し、その後○時間毎に、その状況の変化を確認すること。

### 運航基準第4条 入港中止条件

- ・港を使用しない航路の場合は、「入港」を「着岸」、「港・地点名」を「岸壁もしくはは棧橋」とすること。

(着岸中止条件等)

第4条 航行中に着岸を中止すべき条件は、着岸予定岸壁もしくはは棧橋の気象・海象・水象に関する情報が、次に掲げる条件のいずれかに達しているとき又は達するおそれがあるときとする。

| 岸壁もしくはは棧橋 | 着岸中止条件 |      |      |
|-----------|--------|------|------|
|           | 風速     | 波高   | 視程   |
| ○○棧橋      | m/s 以上 | m 以上 | m 以下 |
| ○○岸壁      | m/s 以上 | m 以上 | m 以下 |

2 運航管理者は、航行中の担当船舶の着岸予定時刻○分前時点に、前項の気象・海象・水象に関する情報について、次に掲げるとおり入手すること。

| 岸壁もしくはは棧橋 | 情報の入手元 |    |    |
|-----------|--------|----|----|
|           | 風速     | 波高 | 視程 |
| ○○棧橋      |        |    |    |
| ○○岸壁      |        |    |    |

3 運航管理者は、第1項の条件に該当することを確認したときは、直ちに、担当船舶の着岸中止を決定し、担当船舶の船長に対し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時着岸その他の適切な措置をとることを指示する。

4 運航管理者は、第2項により入手した気象・海象に関する情報や予報の他、自社が地域旅客船安全協議会に加盟している場合、同協議会の会員又は構成員からの意見により、着岸を中止すべき事実を把握したときは、着岸を中止すること。

5 船長は、第3項の運航管理者からの着岸の中止に関する指示命令の有無に関わらず、自らが指揮する船舶の着岸の中止を決定することができる。

## 2-2 具体的な注意ポイント

### 運航基準第6条 運航基準図

・運航基準図に定める事項については、航路の状況によって適宜加筆修正が必要。

寄港地がなければ削除

通過時刻が定まっていなければ削除

- ← (運航基準図等) ←
- 第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。←
- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離←
  - (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）←
  - (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）←
  - (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間←
  - (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域←
  - (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点←
  - (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置←
  - (8) 航行する海域において避難港を設定しているときは、その位置←
  - (9) その他航行の安全を確保するために必要な事項←
- ←
- 2 船長は、基準経路、第3条第1項の海域、避險線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。←

(4)(5)に該当するものがなければ削除

海図使用しなければ、第2項ごと削除

避難港を設置しないのであれば削除

## 2-2 具体的な注意ポイント

## 運航基準図

- ・運航基準図は作成後、営業所及び船舶に備え置きが必要。

(作成例)



## 2-2 具体的な注意ポイント

### 運航基準第8条 速力基準

・速力基準表を船内に掲示するとともに、操縦性能表を船内に備え置く必要がある。(下記の例外以外)

船外機を使用している船舶等で、速力及び毎分機関回転数などを表示できる設備がない場合は、第1項及び第2項を削除することができる。

機関の発停、速力の増減を船橋で行う場合は、第2項中「及び機関室の操作する位置から見易い場所」を削除する。

(速力基準等) ←

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。←

(例) ←

| 速力区分← | 速力←  | 毎分機関回転数← |
|-------|------|----------|
| 最微速←  | ノット← | rpm←     |
| 微速←   | ←    | ←        |
| 半速←   | ←    | ←        |
| 航海速力← | ←    | ←        |

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。←

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。←

旋回径、惰力が非常に小さい小型の船舶の場合は、第3項の操縦性能表を備え付けることを要しない。

## 2-2 具体的な注意ポイント

### 運航基準第9条～11条 特定航法、航海当直配置について

- ・特定航法や船長が甲板上の指揮をとるべき海域等、航海当直配置は、事業形態上必要でなければ削除すること。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(航海当直配置等) ←</p> <p>第9条 船長は、次の配置を定め、運航管理者に報告する。変更する場合も同様とする。←</p> <p>(1) 出入港配置(狭視界出入港配置を含む) ←</p> <p>(2) 通常航海当直配置←</p> <p>(3) 狭視界航海当直配置←</p> <p>(4) 荒天航海当直配置←</p> <p>(5) 狭水道航行配置←</p> <p>←</p>                                                                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶の形態、航路の実態等から規定する必要がないと認められる配置は規定しないことができる。</li> <li>・極めて短距離の航路の場合で、かつ、乗組員数が極めて小人数のため本条を置く意味がない場合は規定しないことができる。</li> </ul> |
| <p>(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等) ←</p> <p>第10条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあつて自ら船舶を指揮しなければならない。←</p> <p>(例) ←</p> <p>(1) ○○港～○○沖←</p> <p>(2) ○○沖～○○沖←</p> <p>(3) ○○岬沖←</p> <p>(4) ○○水道、○○海峡←</p> <p>←</p>                                                                                                                                                                 | <p>航路に、船長が甲板上にあつて指揮すべき特定の海域がない場合は、本条を規定する必要はない。</p>                                                                                                                |
| <p>(特定航法) ←</p> <p>第11条 (例) ○○港の航法←</p> <p>(1) 船舶は、入港しようとするときは○○港第○号灯浮標を左に見て水路に入り、水路の右側を航行しなければならない。←</p> <p>(2) 船舶は、出港しようとするときは、水路の右側を航行し、○○港第○号灯浮標を左に見て通過しなければならない。←</p> <p>(3) 船舶は、水路においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。←</p> <p>(4) ○○港第○号灯浮標～○○港第○号灯浮標間は○○ノット以下、○○港第○号灯浮標～○○岸壁間は○ノット以下に減速して航行しなければならない。←</p> <p>(5) ○○港における入港待ち泊地及び転錨泊地は、○○錨地とする。←</p> <p>←</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定航法がない場合又は必要としない場合は規定する必要はない。</li> <li>・特定航法を規定しない場合でも航法上の留意事項を規定することは差し支えない。</li> </ul>                                  |

## 2-2 具体的な注意ポイント

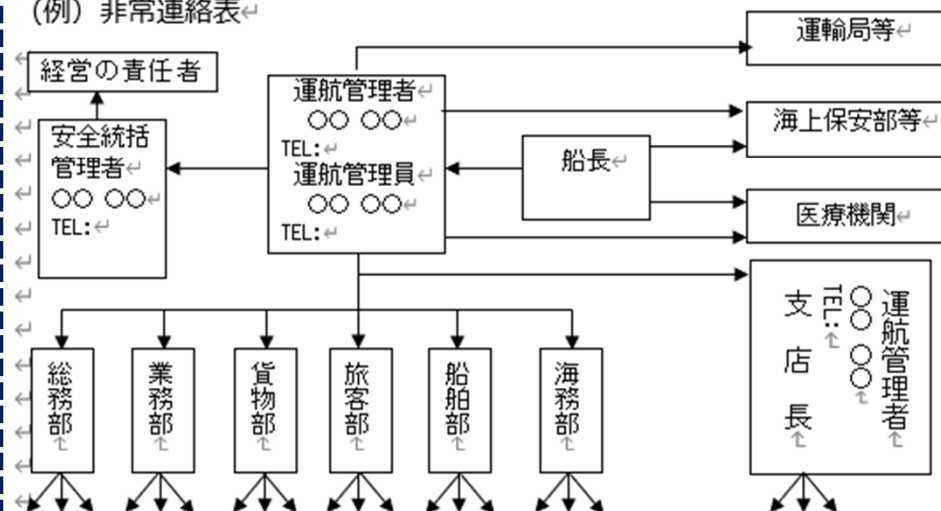
### 事故処理基準第5条 非常連絡表

・非常連絡表は下記のとおり作成の上、事務所や船舶の目立つ場所に掲示すること。  
また、事故時は非常連絡表に基づいて、必要な社内の担当者及び官公署に必ず連絡を行えるように  
日頃から社内で教育・訓練を行うこと。

(非常連絡表等) ←

第5条 連絡すべき者の名称又は氏名、連絡先を記載した非常連絡表は、次表のとおりとする。ただし、  
事故の内容によっては、運航管理者の判断で、運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定  
することができる。←

(例) 非常連絡表←



・安全統括管理者や運航管理者、  
運航管理員の氏名、電話番号等も忘  
れずに記入すること。

・事故時にもれなく  
即連絡できるように  
日頃から、教育訓練を徹底すること。

## 2-2 具体的な注意ポイント

### 提出時に確認

・以下の事項に要注意

・文章を削除した際の号ずれ、条番号のずれはないか。

（船長が甲板上の指揮をとるべき海域等）

第10条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

（例）

- (1) ○○港～○○沖
- (2) ○○沖～○○沖
- (3) ○○岬沖
- (4) ○○水道、○○海峡

（連絡方法）

第12条 船長と当該船舶を担当する運航管理者との連絡は、○○又は○○による。

（例）

| 区分        | 連絡先                                 | 連絡方法                   |
|-----------|-------------------------------------|------------------------|
| (1) 通常の場合 | 当該船舶が航行又は停泊している<br>地点を管理する（本社又は）営業所 | 無線電話、衛星電話、<br>携帯電話（○○） |
| (2) 緊急の場合 | 本社又は最寄りの営業所                         | 無線電話、衛星電話、<br>携帯電話（○○） |

## 2-2 具体的な注意ポイント

### 提出時に確認

・以下の事項に要注意

・運航可否判断の別表、官公庁連絡表、医療機関連絡表、運航基準図は添付したか。

運航の可否判断の手順

●発航前に、発航中止条件のいずれかに達しているか又は達するおそれがあるかを確認

|                         |   |         |      |      |                        |
|-------------------------|---|---------|------|------|------------------------|
| 発航予定時刻の○時間前（確認者：運航管理者）  | ↓ | 該当していない | 該当する | 発航中止 | 旅客の<br>船等<br>な措置<br>指示 |
| 発航予定時刻直前の○分前（確認者：運航管理者） | ↓ | 該当していない | 該当する |      |                        |
| 出航可                     |   |         |      |      |                        |

| 港・地点名 | 発航中止条件 |     |     |
|-------|--------|-----|-----|
|       | 風速     | 波高  | 視程  |
| ○○港   | m/s以上  | m以上 | m以下 |
| ○○港   | m/s以上  | m以上 | m以下 |
| ○○海域上 | m/s以上  | m以上 | -   |

| 港・地点名 | 情報の入手元 |    |    |
|-------|--------|----|----|
|       | 風速     | 波高 | 視程 |
| ○○港   |        |    |    |
| ○○港   |        |    |    |
| ○○海域上 |        |    | -  |

●航行中に、航行中止条件のいずれかに達するおそれがあるかを確認

|               |   |         |      |      |                        |
|---------------|---|---------|------|------|------------------------|
| 常時（確認者：運航管理者） | ↓ | 該当していない | 該当する | 航行中止 | 反転、<br>離、<br>寄港時<br>指示 |
| 航行継続可         |   |         |      |      |                        |

| 港・地点名 | 航行中止条件 |     |
|-------|--------|-----|
|       | 風速     | 波高  |
| ○○海域上 | m/s以上  | m以上 |

| 港・地点名 | 情報の入手元 |    |
|-------|--------|----|
|       | 風速     | 波高 |
| ○○海域上 |        |    |

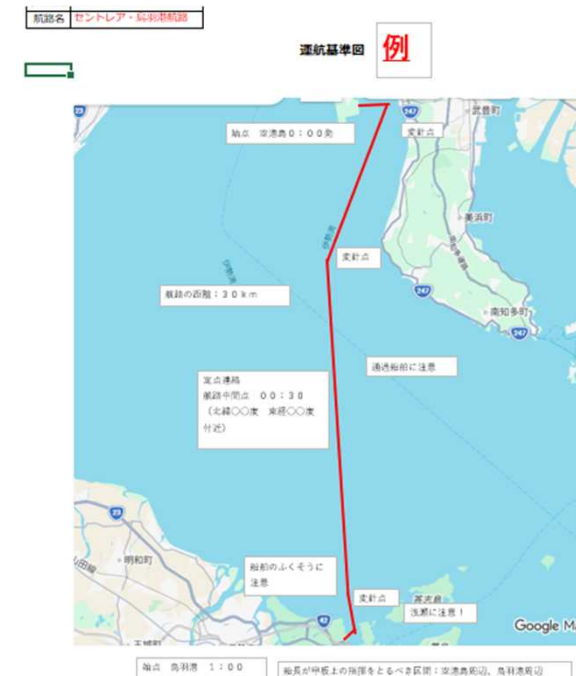
官公庁連絡表（事故処理基準第4条関係）

| 名称 | 所在地 | 電話番号 | 連絡方法 |
|----|-----|------|------|
|    |     |      |      |
|    |     |      |      |
|    |     |      |      |
|    |     |      |      |
|    |     |      |      |
|    |     |      |      |
|    |     |      |      |
|    |     |      |      |
|    |     |      |      |

1 ページ

医療機関連絡表（事故処理基準第10条関係）

| 名称 | 所在地 | 電話番号 |
|----|-----|------|
|    |     |      |
|    |     |      |
|    |     |      |
|    |     |      |
|    |     |      |



別表関係様式: <https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/3.xlsx>

## 2-3 提出先

### 提出先について

・安全管理規程一式(運航基準図、官公署医療機関連絡表、運航の可否判断の図も含む)  
と使用したチェックマニュアルを添えた上で、  
下記の最寄りの運輸支局・事務所へ提出願います。(郵送orメール)

| 提出先                            | メールアドレス                                                                                | 住所・電話番号                                                     |
|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 中部運輸局<br>海上安全環境部<br>運航労務監理官    | <a href="mailto:cbt-urk-houkoku01@gxb.mlit.go.jp">cbt-urk-houkoku01@gxb.mlit.go.jp</a> | 〒460-8528<br>名古屋市中区三の丸 2-2-1<br>名古屋合同庁舎第一号館<br>052-952-8012 |
| 静岡運輸支局<br>清水庁舎<br>(運航労務監理官)    | <a href="mailto:cbt-urk-shimizu@gxb.mlit.go.jp">cbt-urk-shimizu@gxb.mlit.go.jp</a>     | 〒424-0922<br>静岡市清水区日の出町 9-1<br>清水港湾合同庁舎<br>054-352-0159     |
| 静岡運輸支局<br>下田海事事務所<br>(運航労務監理官) | <a href="mailto:cbt-urk-shimoda@gxb.mlit.go.jp">cbt-urk-shimoda@gxb.mlit.go.jp</a>     | 〒415-0023<br>下田市 3-18-23<br>下田運輸総合庁舎<br>0558-22-0843        |
| 三重運輸支局<br>四日市庁舎<br>(運航労務監理官)   | <a href="mailto:cbt-urk-yokkaichi@gxb.mlit.go.jp">cbt-urk-yokkaichi@gxb.mlit.go.jp</a> | 〒510-0051<br>四日市市千歳町 5-1<br>059-352-3386                    |
| 三重運輸支局<br>鳥羽海事事務所<br>(運航労務監理官) | <a href="mailto:cbt-urk-toba@gxb.mlit.go.jp">cbt-urk-toba@gxb.mlit.go.jp</a>           | 〒517-0011<br>鳥羽市鳥羽 1-23-83-28<br>059-925-4790               |
| 福井運輸支局<br>敦賀庁舎<br>(運航労務監理官)    | <a href="mailto:cbt-urk-tsuruga@gxb.mlit.go.jp">cbt-urk-tsuruga@gxb.mlit.go.jp</a>     | 〒914-0079<br>敦賀市港町 7-15 敦賀<br>港湾合同庁舎 2 階<br>0770-22-0003    |

提出案内: <https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/kiteiannai.pdf>

## 2-4 備え置くべき帳票類について

## 備え置くべき帳票について

- ・安全管理規程に基づき、運航管理表や発航前検査記録簿等各種帳票を備え置く必要がある。
- ・備え置きがない、また記載漏れが運輸局の監査で発覚した場合、**行政処分の対象となる。**

[illegible]

(安全管理規程第24条関係) ※適用事項は、焼酎例（一般航路事業者用）によるもの

|          |         |
|----------|---------|
| 事業者名     |         |
| 航路名      |         |
| 船名       |         |
| 船長氏名     |         |
| 運航年月日・便名 | 年 月 日 便 |

※様式は例であり、安全管理規程に定められた要件を満たしていれば、別の様式を使用しても差し支えない。

### 運航管理表

●出航の可否判断（運航管理者→船長）

| 港・地点名 | 時刻 | 風速<br>(m/s) | 波高<br>(m) | 視程<br>(m) | 確認者<br>氏名 | 出航中止の有無 | 船長に対する指示 | 運航<br>管理 |
|-------|----|-------------|-----------|-----------|-----------|---------|----------|----------|
| ○港    | :  |             |           |           |           | 出航可・中止  |          |          |
| ○港    | :  |             |           |           |           | 出航可・中止  |          |          |
| ○〇海域上 | :  |             |           |           |           | 出航可・中止  |          |          |
| ○港    | :  |             |           |           |           | 出航可・中止  |          |          |
| ○港    | :  |             |           |           |           | 出航可・中止  |          |          |
| ○〇海域上 | :  |             |           |           |           | 出航可・中止  |          |          |

●発航前検査（船長→運航管理者）

| 完了時刻 | 検査結果 | 異常発見時の<br>措置内容 | 記載者<br>氏名 | 船長に対する指示 | 運航<br>管理者 |
|------|------|----------------|-----------|----------|-----------|
| :    | 良・否  |                |           |          |           |

●発航連絡（船長→運航管理者）

| 港名 | 発航<br>時刻 | 記載者<br>氏名 | 運航<br>管理者 |
|----|----------|-----------|-----------|
| ○港 | :        |           |           |
| ○港 | :        |           |           |

[illegible]

## 帳票様式例

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/14.xlsx>

## 2-4 備え置くべき帳票類について

### 備え置くべき帳票について

- 安全管理規程に基づき、運航管理表や発航前検査記録簿等各種帳票を備え置く必要がある。
- 備え置きのないことが運輸局の監査等で発覚した場合、**行政処分の対象となることがある。**

| 書類・記録名                                                         | 場所      | 保存期間                          | 備考                                |
|----------------------------------------------------------------|---------|-------------------------------|-----------------------------------|
| 運航計画、配船計画、配乗計画                                                 | 営業所     | 使用されなくなった日から1年間               | 1つの計画にまとめても可                      |
| 運航管理表<br>(運航の可否判断とその理由、気象条件等、<br>発航前検査、定点連絡、事故発生時等の連絡<br>内容含む) | 営業所     | 最後に記録した日から1年間                 | (連絡の内容について)<br>チャットアプリ等の記録を残すことも可 |
| 教育・訓練記録簿                                                       | 営業所     | 3年間<br>(船員法118条の2・118条の3は5年間) |                                   |
| 内部監査記録                                                         | 営業所     | 3年間                           |                                   |
| 安全方針、安全重点施策                                                    | 営業所     | —                             |                                   |
| 発航前検査(点検)記録簿                                                   | 船舶、営業所  | 1年間                           |                                   |
| 陸上施設点検簿                                                        | 営業所     | 1年間                           |                                   |
| アルコール検査記録簿                                                     | 営業所     | 1年間                           |                                   |
| 船内巡視(点検)記録簿                                                    | 営業所     | 1年間                           |                                   |
| 安全管理体制評価・見直し・改善記録                                              | 営業所     | 3年間                           |                                   |
| 安全管理規程、運航基準図                                                   | 営業所、各船舶 | —                             |                                   |
| 船舶検査証、国籍証書等                                                    | 各船舶     | —                             |                                   |
| 速力基準表、操縦性能表                                                    | 各船舶     | —                             |                                   |
| 非常連絡表                                                          | 営業所、各船舶 | —                             |                                   |

帳票様式例<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/14.xlsx>

## 3. 安全統括管理者

- ・運航管理者資格者証について

### 3. 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度 資格者証

- 安全統括管理者及び運航管理者は、それぞれの資格者証を有する者から選任しなければならない。
- 資格者証を取得するためには、必要な試験に合格した上で、試験の区分に応じた実務経験が必要。
- 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証制度が適用される事業は、人の運送をする船舶運航事業が対象。
- 資格者証の有効期間は2年間で講習により更新（更新時の試験は不要）（更新講習機関は8年度に決定）

#### 安全統括管理者資格者証

※「大型船舶」：総トン数20トン以上の船舶 「小型船舶」：総トン数20トン未満の船舶

総合安全統括管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る安全統括管理を担うことが可能

大型船舶安全統括管理者資格者証

大型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

小型船舶安全統括管理者資格者証

小型船舶のみに係る安全統括管理を担うことが可能

#### 運航管理者資格者証

総合運航管理者資格者証

大型船舶と小型船舶に係る運航管理を担うことが可能

大型船舶運航管理者資格者証

大型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

小型船舶運航管理者資格者証

小型船舶のみに係る運航管理を担うことが可能

⇒ 資格者証の有効期間は2年。更新講習を修了し、地方運輸局への申請により更新が可能。

#### 手続のフロー

#### 資格者証申請者



① 資格者証交付申請

交付  
申請書

(添付書類)

- ・住民票の写しor 個人番号カードの写し
- ・試験合格証明書
- ・実務経験に係る証明書類 等

#### 各地方運輸局



② 申請内容の審査、  
資格者証原簿登録、  
資格者証の作成 等

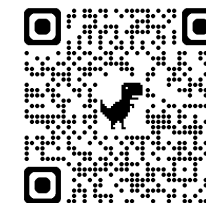
資格者  
証

③ 資格者証交付

### 3. 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度

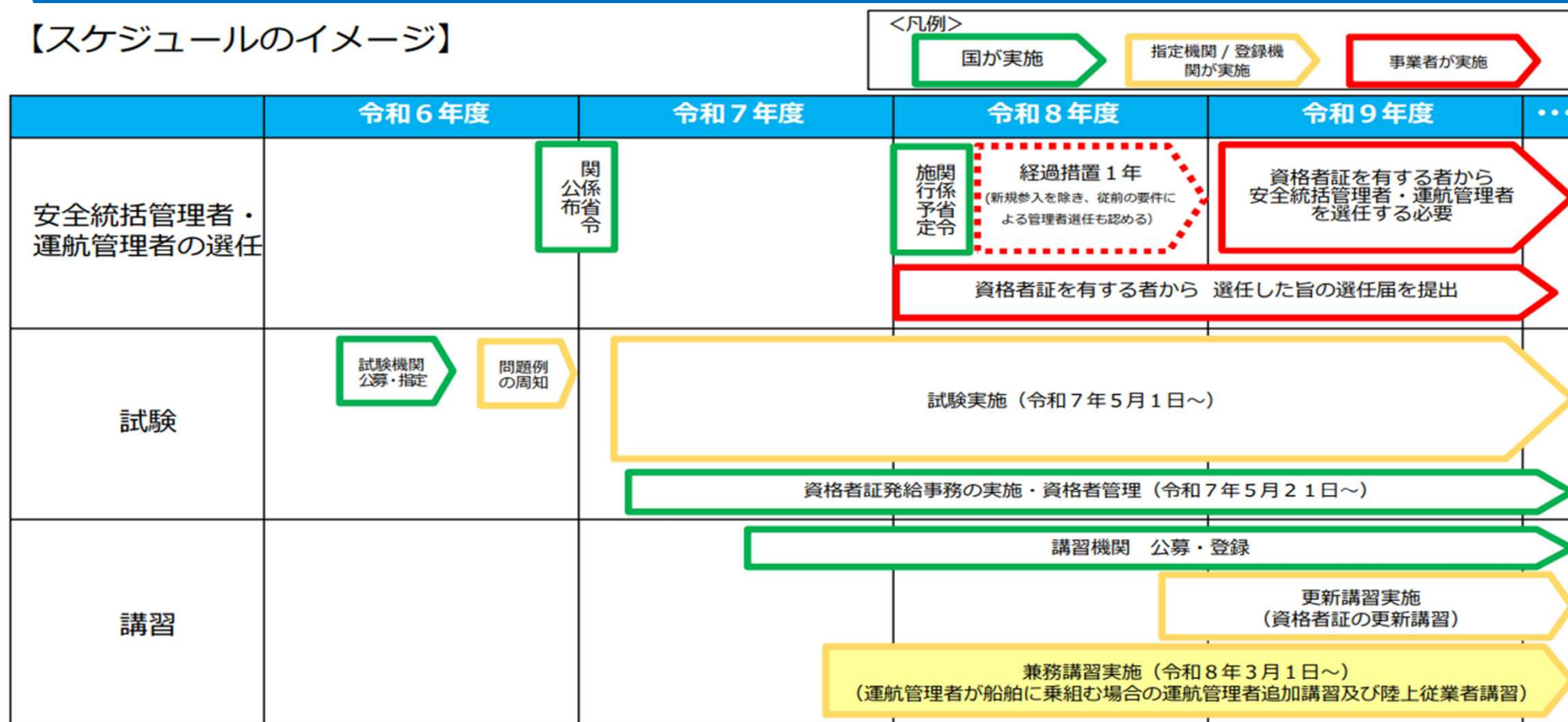
#### 試験・講習

- 資格者証制度の指定試験機関は一般社団法人 海洋共育センター。  
<https://kaiyokyoiku.jp/safety-generalmanager-exam> TEL : 0848-38-1170



- 全国 100 か所以上の試験会場で受験可能。
- 合格証明書の有効期間は試験に合格してから10年。

#### 【スケジュールのイメージ】



#### (参考) 資格者証関係手数料※

※海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令第52条 で規定  
(令和6年国土交通省令第43号)

- 受験手数料 18,200円
- 交付手数料 1,700円
- 更新手数料 1,350円

### 3. 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度 資格要件

○ 安全統括管理者及び運航管理者の資格者証交付に当たって必要な実務経験の年限について、以下のとおり。

|      | 安全統括管理者（安統管）                                                                                                            |  | 運航管理者                                                                                                                                     |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資格要件 | <div>現行</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の実務経験等が必要</li> <li>① 安全関係業務経験 3 年</li> <li>② 上記①と同等能力</li> </ul> |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の実務経験等が必要</li> <li>① 船長 3 年又は甲板部職員 5 年</li> <li>② 運航管理業務経験 3 年</li> <li>③ 上記①又は②と同等能力</li> </ul> |
|      | <div>↓</div> <div>実務経験の年限を短縮※</div> <div>※ ①船舶の運航管理に関する業務経験<br/>②（R8年度以前の）安全統括管理者経験<br/>等 1 年以上</div>                   |  | <div>↓</div> <div>実務経験の年限を短縮※</div> <div>※ ①船長：1 年、甲板部職員：1 年<br/>②運航管理業務経験 1 年 等</div>                                                    |
|      | <div>追加</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格すること</li> </ul> <p>※ 2 年毎の更新制</p>        |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>試験（関係法令・海事知識等の必要な知識を確認）に合格すること</li> </ul> <p>※ 2 年毎の更新制</p>                                        |

○ 安全統括管理者の認定に当たっては当該業務運営上の重要な決定に参画する管理的地位にある者から選任例）会社の取締役、業務運営上の重要な事項を決定する会議に参画する者、個人事業の場合は事業主 等

# 3. 安全統括管理者・運航管理者資格者証制度 リーフレット

【重要】人の運送をする船舶運航事業者の皆様

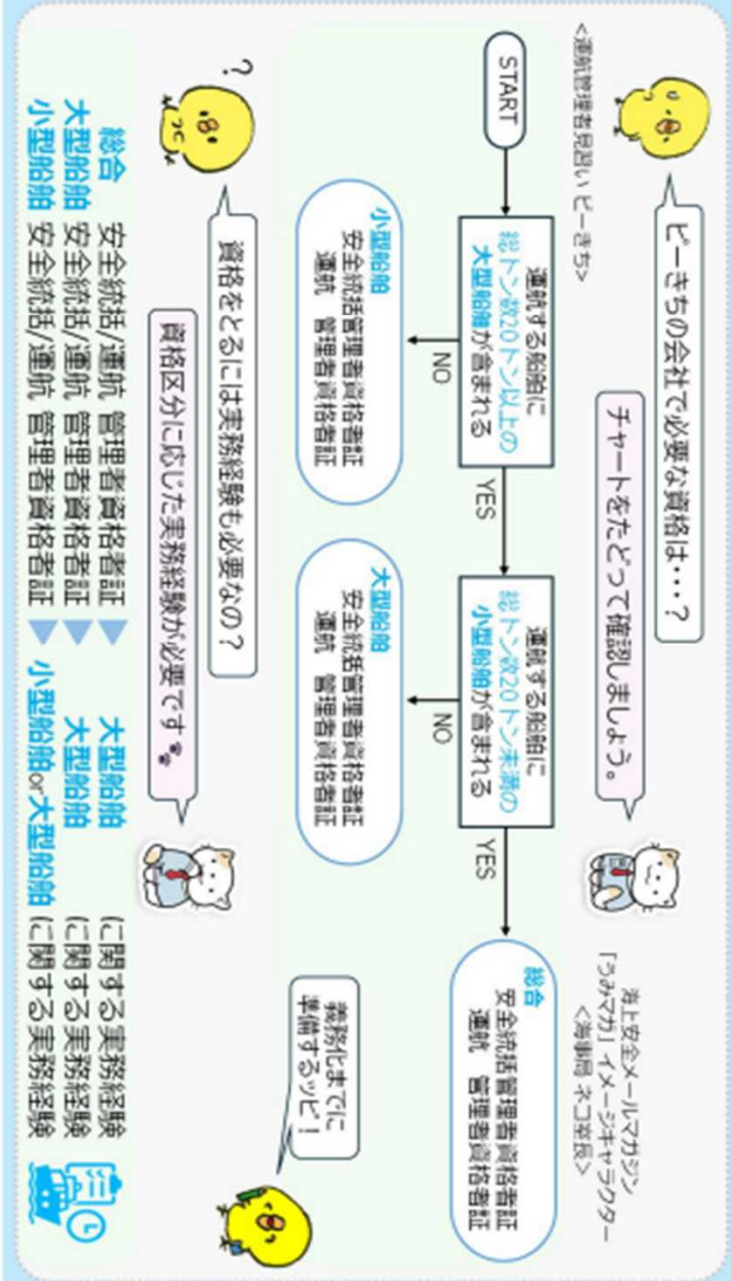
安全統括管理者・運航管理者の  
資格者証保有者からの選任が義務化されます

新規事業者：令和8年4月1日  
既存事業者※：令和9年4月1日  
※令和8年3月末時点で事業を行っている者

管理者の資格者証取得・選任の流れ



受験から資格者証交付まで約1か月以上かかる場合があります。余裕をもった準備を！



総合  
大型船舶 安全統括/運航 管理者資格者証  
小型船舶 安全統括/運航 管理者資格者証  
大型船舶 安全統括/運航 管理者資格者証  
小型船舶 安全統括/運航 管理者資格者証  
大型船舶 安全統括/運航 管理者資格者証  
小型船舶 安全統括/運航 管理者資格者証

資格者証制度や実務経験の詳細については、右のQRコードよりご覧ください。  
[https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime\\_tk6\\_000058.html](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000058.html)  
ご不明点がございましたら、最寄りの地方運輸局等にお問い合わせください。



## 4. 安全統括管理者・運航管理者資格者制度のフロー

### ①安全統括管理者・運航管理者の試験合格

- 安全統括管理者・運航管理者の試験を受験し、合格する。

試験申込サイト(海洋共育センター)

[https://www.prometric-jp.com/examinee/test\\_list/archives/93](https://www.prometric-jp.com/examinee/test_list/archives/93)



試験合格後12営業日後

### ②安全統括管理者・運航管理者資格者証の交付請求

- 合格者個人が資格者証の交付請求を運輸局に行く。  
(申請→資格者証完成までに約1ヶ月)

交付申請方法について(中部運輸局HP): <https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/axnnai.pdf>

資格者証受領後

### ③安全統括管理者・運航管理者の選任届出

- 事業者が資格者証に基づく選任届を提出する。  
**※既に選任された者であっても資格者証に基づく選任届が必要です。**  
(不備なければ即日受理)

選任届提出方法について(中部運輸局HP): <https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/shinsennin.docx>

**③までを令和9年3月31日までに必ず完了させること。**

## 4. 安全情報提供体制の構築について

## 4. 安全情報提供体制の構築

### 国と事業者が安全情報を公表

令和6年4月1日以降に開始する事業年度に係る安全情報から適用

- 人の運送をする事業者は以下のような安全情報を、毎事業年度の経過後100日以内に自社のHP等で公表するとともに、その内容を国の定める様式に記入して国に報告する。
- 国はHP「旅客船事業者安全情報検索サイト」を整備し、毎年当該情報を公表する。

#### <事業者が公表する安全情報>

##### 【事業者情報】

- 事業者名
- 事業者のホームページURL
- 営業所の都道府県市町村名
- 事業許可／届出年度、事業の種類
- 地域旅客船安全協議会への加入状況（任意）
- 任意の安全に関する取組（例：+ONEマーク取得）等

##### 【船舶情報】

- 船舶保有数（船舶ごとの船名、旅客定員、総トン数）
- 船舶ごとの救命設備の搭載数（救命胴衣、救命浮輪／救命浮環、救命いかだ／救命浮器）
- 船舶ごとの無線設備の搭載状況
- 船舶ごとの船舶検査証書の交付年月日

##### 【事故情報】

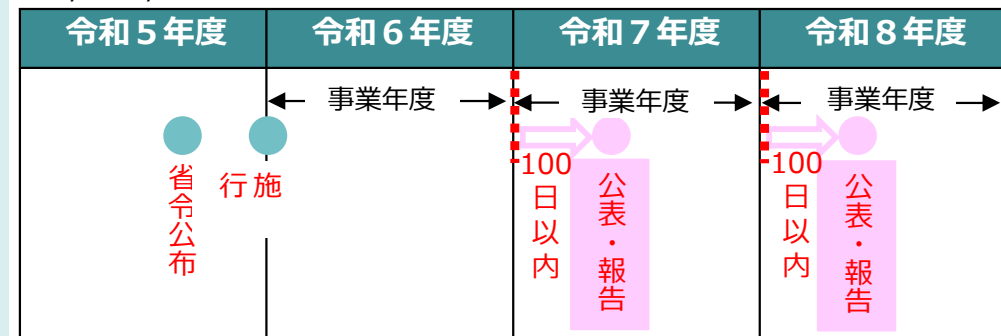
- 過去5年間の事故件数（安全管理規程の事故処理基準に基づき各事業者が国へ報告した事故の件数）

#### <国が公表する安全情報>

事業者が公表する情報に加え、以下の情報を公表

- 過去5年間の行政処分の件数及び国土交通省ネガティブ情報等検索サイトの該当ページURL  
（事業者自らの公表・報告 義務なし）
  - ・ 事業の許可の取消し
  - ・ 事業の停止の命令
  - ・ 船舶、係留施設その他の輸送施設の使用の停止の命令
  - ・ 輸送の安全の確保に関する命令

<4/1～3/31を事業年度とする事業者の場合>



各事業者のHP及び国のHP（旅客船事業者安全情報検索サイト）にて毎年度更新を行う。  
検索サイト：[https://www.mlit.go.jp/senpaku/anzen/ssi\\_search.cgi](https://www.mlit.go.jp/senpaku/anzen/ssi_search.cgi)

# さいごに～R8年度中に行うことリスト(運航労務監理官)～

## ①安全統括管理者、運航管理者の試験合格

- ・試験を申込して受験し、合格する。

試験申込サイト(海洋共生センター)

[https://www.prometric-jp.com/examinee/test\\_list/archives/93](https://www.prometric-jp.com/examinee/test_list/archives/93)

## ②安全統括管理者・運航管理者資格者証の交付請求

- ・合格者個人が資格者証の交付請求を運輸局に行く。

交付申請方法について(中部運輸局HP)

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/axnnai.pdf>

試験合格後12営業日後

## ③安全統括管理者・運航管理者の選任届出

- ・事業者が資格者証に基づく選任届を提出する。
- ※資格者証制度以前に既に選任された者であっても  
資格者証に基づく選任届が必要です

選任届提出方法について(中部運輸局HP)

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/shinsennin.docx>

資格者証受領後

## ④安全管理規程フェーズ2の提出※

- ・安全管理規程フェーズ2を提出する。

安全管理規程フェーズ2の提出方法について(中部運輸局HP)

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/kiteiannai.pdf>

※④は①②③の前でも提出可能

## ⑤安全情報の公表と報告

- ・事業年度終了後100日以内に安全情報のHP等への公表及び国への報告を行う。

安全情報の提供の拡充(中部運輸局HP)

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaian/anzenjofo.pdf>

全てを令和8年度中に行う必要があります。

未対応事業者は行政処分や罰則の対象となります。余裕をもった申請を！

参考：中部運輸局HP 【重要】必ず令和8年度中に手続きを！！

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/press/pdf/kaian2026082001.pdf>

## 旅客不定期航路事業(2号許可)への移行手続

海上運送法の改正により、令和6年4月1日以降、総トン数20トン未満の旅客船のみを使用し、旅客不定期航路事業を行っている事業者は、令和9年4月1日以降も引き続き事業を継続する場合は、**令和9年3月31日までに「航路ごと」に認可申請を行い、**旅客不定期航路事業(2号許可)(以下、「小型船舶旅客不定期航路事業」という)へ移行する必要があります。

令和9年3月31日までに申請がされない場合は、事業許可が失効します。

※令和9年4月1日以降、認可を受けずに事業を行った場合、海上運送法第46条第1項第3号に規定する罰則の対象になる可能性があります。

### 【お手続きいただきたいこと】

認可申請書を、航路ごとに、その航路の拠点を管轄する運輸局、運輸支局又は海事事務所にご提出ください。

※許可・認可済みの事業計画(航路や使用船舶)から、変更がある場合は、事前に事業計画の変更認可手続きをしていただく必要があります。

詳しくはこちら(中部運輸局HP)

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaishin/ikou.html>

## 人の運送をする不定期航路事業の登録制度への移行手続

海上運送法等の改正により、**「人の運送をする不定期航路事業(届出制)」は、令和7年4月1日から「一般不定期航路事業(登録制)」に移行しました。**

「人の運送をする不定期航路事業(届出制)」は、令和9年3月31日までは引き続き事業を営むことが可能ですが、経過措置期間の満了日である**「令和9年3月31日」までに「一般不定期航路事業」の登録申請がされない場合、令和9年4月1日以降は事業を継続することができません。**

※令和9年4月1日以降、登録を受けずに事業を行った場合、海上運送法第48条第1項第5号に規定する罰則の対象になる可能性があります。

### 【お手続きいただきたいこと】

登録申請書を主たる営業所を管轄する運輸局、運輸支局又は海事事務所にご提出ください。

※登録(事業者ごと)1件につき15,000円の登録免許税が必要となります。

詳しくはこちら(中部運輸局HP)

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/kaishin/touroku.html>